



暮らし

毎月勤労統計調査
特別調査のお願い

厚生労働省では、7月31日現在で常用労働者を4人まで雇用している事業所を対象に、毎月勤労統計調査特別調査を実施します。調査対象となる事業所には8月9日にかけて統計調査員が訪問しますので、ご協力ください。

国民健康保険のお知らせ

1 国民健康保険証の郵送方法
10月の保険証更新から簡易書留での郵送を希望される方は申し込みが必要ですが、申し込みのないうちは、普通郵便で送付していただけます。申し込みは不要です。

受領期間が過ぎると市役所に返送されますのでご注意ください。申し込み期限 9月1日(火)まで

2 入院するときは申請を
入院したときに病院での支払いが高額療養費の自己負担限度額で済む「限度額適用認定証」と、食事代を減額する「標準負担額減額認定証」を交付します。現在入院中の方は早めに申請してください。なお、認定証の有効期限が切れた方も改めて申請が必要となります。

対象 国民健康保険加入者で70歳未満の方
限度額適用認定証 国民健康保険加入者で住民税非課税世帯の方
限度額適用・標準負担額減額認定証 申請に必要な物 国民健康保険証
現在お持ちの認定証
印鑑 住民税非課税の方で過去1年間の入院期間が90日を超える方は、ほかに入院期間を確保できる領収書または入院期間証明書が必要となります

申請場所 国保課(市役所1階21番窓口) 勇払・のぞみ出張所
21番窓口、勇払・のぞみ出張所
3 高額療養費について
医療機関に支払った1カ月の自己負担額が高額となったとき、申請により高額療養費を支給します

70歳未満の方
同じ月(1日~月末)に同じ人が同じ病院など(入院、通院、医科、歯科を別々に計算。平成22年3月以前の診療分は診療科も別に計算)に支払った2万円1千円以上の自己負担額の合計が表1の自己負担限度額を超えた

場合、その超えた額が高額療養費となります

表1 70歳未満 自己負担限度額(月額)

区分	世帯単位	
	3回目まで	4回目以降(注)
上位所得者	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	

(注) 過去12カ月間に、1つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。区分についてはお問い合わせください

(手続きに必要な物) 保険証、印鑑

70~74歳の方
入院の場合 同じ月(1日~月末)の医療機関ごとの個人の自己負担限度額は表2となります。外来などの場合 同じ月(1日~月末)に個人ごとに外来などの自己負担額を合計し、表2の自己負担限度額を超える場合は、申請により超えた額を支給します(申請に必要な物) 保険証、世帯主の預金口座番号が分かるもの

表2 70~74歳 自己負担限度額(月額)

区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
	現役並み所得者	44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得	8,000円	24,600円
低所得		15,000円

低所得 該当する方が入院する場合には、自己負担限度額、食事代について適用を受けるには、病院窓口で「限度額適用・標準負担額認定証」の提示が必要です

高額療養費の支給については各要件がありますのでお問い合わせください

詳細 国保課 ①②③④⑤⑥
418 ⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

福祉

児童扶養・特別児童扶養・障害児福祉手当について

継続の届け出はお早めに
児童扶養手当を受給している方は「現況届」、特別児童扶養手当と障害児福祉手当を受給している方は「所得状況届」を提出してください。また、児童扶養手当を受給してから5年以上経過する方は、「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」も提出してください。提出がない場合は手当が支給されなくなったり、支払期日から2年を経過すると受給の権利を失いますのでご注意ください

児童扶養手当の申請

対象 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童(一定の障がいのある心身障がい児は20歳未満)を養育し、その児童が次のいずれかに該当する方。ただし、公的年金受給者(老齢福祉年金は除く)は該当しません
● 父母が離婚後、父または母と生計を別にしていない
● 父または母が死亡、拘禁、遺棄、生死不明または一定程度の障がい状態にある
● 婚姻により生じた
支給額 月額4万1千70円(2人目は5千円加算、3人目以降は3千円加算) 申請者の所得額により支給額は減額になります

父子家庭も児童扶養手当が支給されます
平成22年8月1日から父子家庭の方にも児童扶養手当が支給されます

対象 父が監護し、生計を同じくしている次のいずれかに該当する児童を養育している方
● 父母が離婚
● 母が死亡、生死不明

不明または一定程度の障がいの状態にある

● 母が1年以上遺棄または拘禁されている
● 婚姻によらないで生まれた
支給額 月額4万1千70円(2人目は5千円加算、3人目以降は3千円加算) 申請者の所得額により支給額は減額になります
申請 平成22年7月31日までに支給要件に該当している方は、期限までに申請すると8月分から支給されます。平成22年8月1日以降、11月30日までに支給要件に該当する方は、期限までに申請すると要件に該当した日の翌月分から支給されます
8月11月分の支給は12月です
申請期限 11月30日(火)まで
申請書類はお問い合わせください

要約筆記入門講座受講者募集

とき 8月23日~9月13日 毎週月曜日
計4回 いずれも10時~15時
ところ 市民活動センター
料金 1,000円 開講日納入
定員 10人程度 申し込み順
申し込み 8月10日(火)まで 苦小牧要約筆記通訳サークル「つたえーる」 ⑧825164
詳細 市社会福祉課 ③32 6356

8月の無料市民相談

会場 市民活動センター

法律相談

とき・担当 27日(金)=岡田秀樹弁護士 9時30分~12時(1人20分程度)
申し込み 8月2日(月)から市役所1階市民相談所で内容を話して相談券を受け取ってください。来られない場合はご相談ください。

夜間心配ごと相談

とき 10日(火) 18時~20時
内容 家庭、離婚、相続、金銭貸借などの問題
直接市民活動センターへ

詳細 市民相談所(市役所1階)
③32-6111 内線2121

市役所1階の市民相談所では、平日の8時45分から17時15分まで心配ごと相談を受け付けています。秘密は厳守します。

総務省行政相談所

会場 市役所2階談話室

国の行政全般についての相談

とき 毎月第1月曜日(祝日の場合は翌週)

詳細 市民自治推進課

③32-6152

とまこまい

広告のご案内

あなたの会社を広報とまこまいでPRしてみませんか?

15~24頁 1枠42,000円(税込み)

28頁 1枠105,000円(税込み)

申し込みは下記の広告代理店へご連絡ください

北日本広告社 苦小牧営業所

③0144-36-7751

広告

広告